

○配置予定技術者等の雇用関係確認書類について（お知らせ）

マイナンバー法の一部改正法（令和 5 年法律第 48 号）により、令和 6 年 12 月 2 日以降、健康保険被保険者証の新規発行が行われないこととなりました。

つきましては、配置予定技術者等の雇用関係確認書類として以下のいずれかをご提出いただきますよう、お願いいたします。

- （１） 所属会社の雇用証明書（別添参考様式 HP 掲載）
- （２） 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）及び監理技術者資格者証
- （３） その他上記に準ずる資料（所属会社名及び 3 ヶ月以上の雇用関係が確認できるもの
（**2つの書類を提出しても可**）に限る

※資格審査資料の提出期限が令和 7 年 1 2 月 1 日までは健康保険証（有効期限内のもの）による確認（添付）が可能。（12 月 2 日以降に提出期限が設定されている案件については健康保険証の提出を認めない。）

※マイナンバーカードは保険証として扱わない（提出不可）。

○HP 掲載場所

URL:https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/bid/seido/seido_doboku/jyoukinseikakuninsiryou.html